

財務省告示 第二百七十一号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、平成十四年六月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年七月十一日

財務大臣 塩川正十郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券(二十年)(第五十六回)
- 二 発行の根拠法律及びその条項 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項及び財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項
- 三 発行方法 価格を競争に付して行われる入札発行
- 四 募入決定の方法 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
- 五 発行額 額面金額で六千九百九十四億円
うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三千二百七十五億三千五百九十万円、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千九億四千二百二十五万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千七百九億二千百八十五万円
- 六 払込金額 六千九百六十一億二千二十五万円
- 七 額面金額の種類 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
- 八 発行日 平成十四年六月二十日
- 九 発行価格 額面金額百円につき九十九円四十五銭以上のそれぞれの応募価格
- 十 利率 年二・〇パーセント

十一 初期利子 平成十四年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。)。

額面金額又は登録金額 $\times 2.0/100 \times 1/2$

十二 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十三 償還期限 平成三十四年六月二十日

十四 償還金額 額面金額百円につき百円

十五 元利金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者

十七 払込期日 平成十四年六月二十日